

2 愛 給 第 6 9 号  
令和 2 年 8 月 6 日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 竹 内 稔

( 公 印 省 略 )

### 性能基準に適合する給水用具等の使用について（通知）

日頃より、本企業団の水道事業にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、本企業団の基準において、給水用具等は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令で定める性能基準に適合したものでなければならぬとされています。

この、性能基準に適合したものは、日本産業規格品（JIS）、日本水道協会規格品（JWWA）、第三者認証品及び自己認証品があります。

給水用具の認証制度は、給水装置の適正化及び水質の保全の見地から定められているものですが、最近、水道使用者の利用形態や給水装置の多様化、複雑化に伴い、認証されていない器具を使用する計画の申込が見受けられます。

つきましては、申込者等から第三者認証品及び自己認証品である器具等の使用を申込されたときは、基準適合性を証明するデータ等、認証品であることを証明する書類の写しを給水装置工事申込書に添付してご提出ください。

また、申込者から認証品ではない器具等の使用の相談があったときは、認証品の器具に代える、受水槽給水方式にして受水槽以降の管路に設置する又はこれを使用しないようお願い申し上げます。

今後とも、適切な施工管理を行っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

適用開始日

通知の日から適用する。

○問い合わせ先

給水課給水装置申請グループ

電話 0561-38-0035

FAX 0561-38-1427